

第1号様式（その1 新営用）

令和 年 月 日

予定管理部局等の長 殿

〇〇財務局長

合同庁舎の統一的管理機関の事前通知について

〇〇合同庁舎の新営に伴い、同庁舎の完成後は、貴省大臣が国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づく統一的管理機関として指定される予定なので、あらかじめ通知します。

については、当該合同庁舎完成後の管理の適正を期するため、次の事項について処理に遺憾のないようお願いします。

記

- 1 合同庁舎完成後における庁舎の管理の方法及び管理経費等についての必要な事前調整を行うこと。
- 2 合同庁舎予定敷地の所管換を受けること。
- 3 合同庁舎完成に伴い地方整備局から建物等を引き受けること。
- 4 3により財産の引受けを了した場合には、速やかに管理者の指定に必要な資料として別途指示する様式により調書を作成し、送付すること。

第1号様式（その1 権利床用）

令和 年 月 日

予定管理部局等の長 殿

〇〇財務局長

合同庁舎の統一的管理機関の事前通知について

〇〇再開発建物の竣工後は、貴省大臣が国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づく統一的管理機関として指定される予定なので、あらかじめ通知します。

については、当該合同庁舎完成後の管理の適正を期するため、次の事項について処理に

遺憾のないようお願いします。

記

- 1 合同庁舎の管理の方法及び管理経費等についての必要な事前調整を行うこと。
- 2 再開発建物の竣工後、財務大臣から所管換を受けること。
- 3 2により財産の引受けを了した場合には、速やかに管理者の指定に必要な資料として別途指示する様式により調書を作成し、送付すること。

第1号様式（その2 新営用）

令和 年 月 日

地方整備局長
入居予定官署の長

〇〇財務局長

合同庁舎の統一的管理機関の事前通知について

〇〇合同庁舎の新営に伴い、同庁舎の完成後は、〇〇大臣が国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づく統一的管理機関として指定される予定であり、当該実施機関となる〇〇局長あて別紙のとおり通知したので了知されたい。

第1号様式（その2 権利床用）

令和 年 月 日

地方整備局長
入居予定官署の長

〇〇財務局長

合同庁舎の統一的管理機関の事前通知について

〇〇再開発建物竣工後は、〇〇大臣が国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の

2の規定に基づく統一的管理機関として指定される予定であり、当該実施機関となる〇〇局長あて別紙のとおり通知したので了知されたい。

第2号様式

〇〇第 号
令和 年 月 日

財務大臣 殿

〇〇財務局長

合同庁舎にかかる統一的管理財産及び管理者の指定等について

昭和43年8月27日付蔵理第1676号「合同庁舎の管理者の指定等について」通達の第6の規定に基づき、別添のとおり報告します。

()

1 統一的管理財産

- (1) 所在地
- (2) 口座名
- (3) 区分、種目および数量等

区分	種目	用途	構造	数量	台帳価格
土地				m ²	円
立木竹	樹木			本	
	立木			m ²	
	竹			束	
建物				建延 m ²	
工作物					
計					

(4) 合同庁舎完成年月日

(5) 合同庁舎引継年月日

2 入居官署別人員及び使用面積

別紙1

3 管理者

- (1) 管理者として適当と認められる者

(2) 管理者選定の理由

4 管理部局等の長

5 入居官署別専用面積及び共用面積

別紙 2

6 添 付 図 面

(1) 案内図及び建物配置図 別紙 3

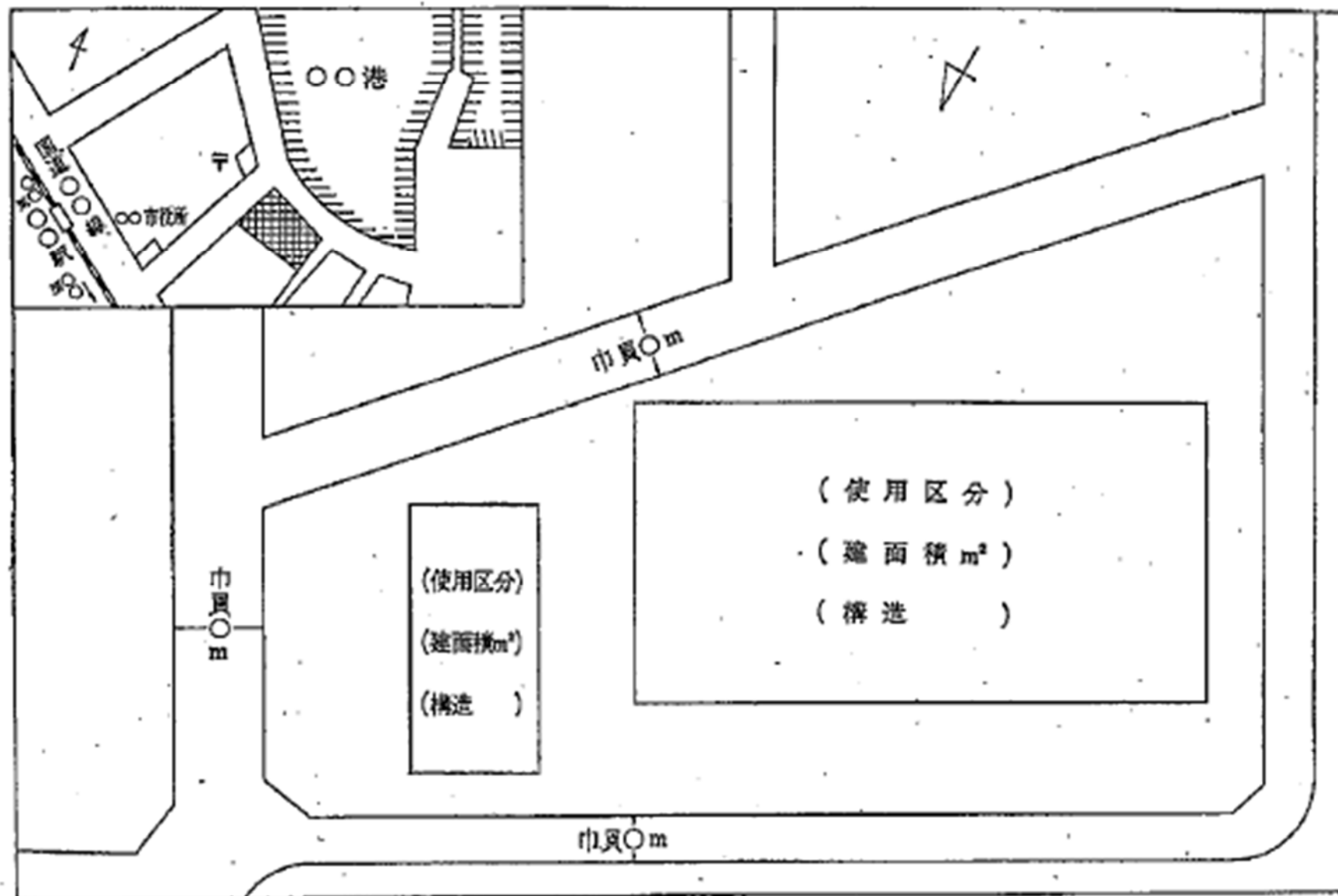
(2) 地 積 図 別紙 4

(3) 階層別平面図 別紙 5

(注) 上欄左の () 内には、「指定」、「変更」の別を記入する。

区 分		全体 数量	内 訳					
			事務室	特別室	会議室	倉庫	その他	
専 用 面 積	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	○ ○ 官 署							
	計							
共 用 面 積	厚生 施設 関係 面積	区分 部屋別	数 量	備 考				
		医 務 室						
		売 店						
		食 堂・喫 茶 店						
		浴 室						
		○ ○ 室						
		計						
	使収予 用益定 又許面 は可積	郵 便 局						
		刊行物セ ンター						
		○ ○ ○						
		計						
	そ の 他	宿 直 室						
		小 使 室						
		湯 沸 室						
		受 付 巡 視						
		便 所・洗 面 所						
		機 械 室						
		電 気 室						
		交 換 室						
		自 家 発 電 室						
		交 通 面 積						
		車 庫						
		共 用 会 議 室						
運 転 手 控 室								
○ ○ ○								
計								
合 計								

別紙 3 案内図及び建物配置図



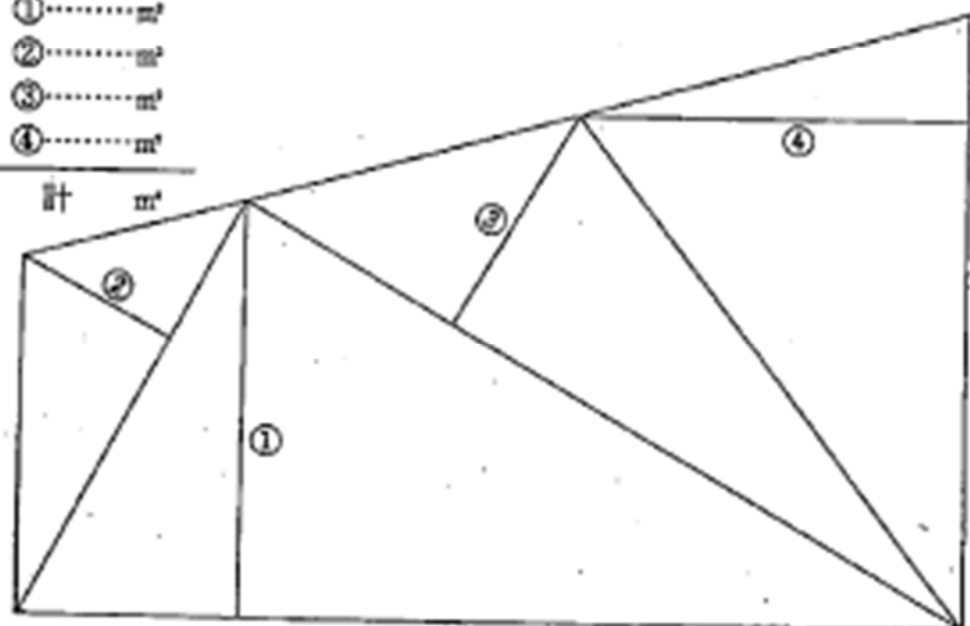
別紙 4 地 積 図

縮尺 1:000

積算根拠

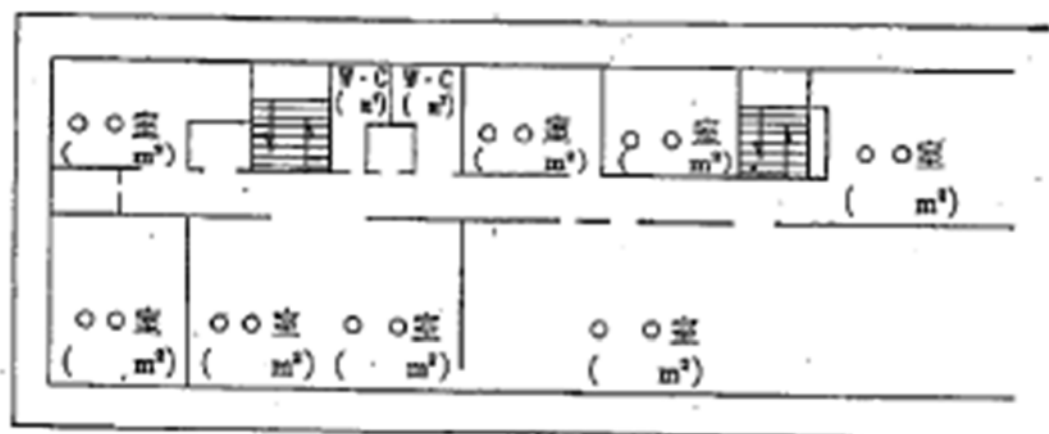
- ①..... m^2
- ②..... m^2
- ③..... m^2
- ④..... m^2

計 m^2



別紙 5 階層別平面図

○ 階



管理部局等の長 殿

〇〇財務局長

国有財産法第5条の2の規定に基づく統一的管理財産及び当該財産
にかかる管理者の指定等について

国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づき、同条に規定する「二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち、統一的に管理する必要があるもので財務大臣が指定する財産」（統一的管理財産）として別紙中2（統一的管理財産欄）に掲げる財産を指定し、「当該財産を所管する者」（管理者）として、同別紙中3（管理者欄）に掲げる者（各省各庁の長）を指定したもので通知します。

なお、統一的管理財産については、別添の「合同庁舎管理要領」に基づき適正な管理を行われたい。

おつて、国有財産法第9条の規定に基づき、当該統一的管理財産に関する事務が委任され、又は当該統一的管理財産にかかる合同庁舎管理規則が制定されたときは、そのつどすみやかに資料添付の上報告されたい。

別紙

- 1 指定年月日
- 2 統一的管理財産
所在地
口座名

区分	種目	名称	構造	数量	台帳価格
土地				m ²	円
建物					
(小計)					
工作物					
計					

3 管理者

4 使用官署及び使用面積

官 署 名	面 積	備 考
専用面積	㎡	
内 備蓄倉庫		
(小計)		
共用面積		
内 備蓄倉庫		
(小計)		
合 計		

合同庁舎管理要領

- 1 国有財産法第5条の2の規定に基づき、財務大臣の指定した財産（以下「合同庁舎」という。）は、これを所管することに財務大臣が指定した者（以下「所管庁」という。）が統一的に管理しなければならない。
- 2 所管庁は、合同庁舎を使用する者（以下「使用官署」という。）に常に良好な状態において使用させ、かつ、その使用の目的に応じ最も効率的に運用するように留意して、合同庁舎の管理をしなければならない。
また、所管庁は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に照らして応急活動等及び業務継続のため使用官署が必要とする物資の備蓄機能が確保されるよう配慮するものとする。
- 3 所管庁は、使用官署及びその使用面積その他使用の範囲を決定しようとし、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ財務局長等（合同庁舎が財務事務所の管轄区域内にある場合には財務事務局長。以下同じ。）の承認を得なければならない。
- 4 所管庁は、使用官署が食堂、売店その他の職員の厚生施設等の用途に使用し、又は他のものに使用又は収益させようとするときは、あらかじめ財務局長等の承認を得なければならない。ただし、昭和46年5月12日付蔵理第2117号「国有財産法施行令第5条第1項第2号、同条第2項、第14条及び第19条の財務大臣が定めるもの又は定める場合について」通達別紙記3に掲げる場合を除く。
- 5 所管庁は、使用官署が合同庁舎に新築、増築、移築、改築、模様替、取りこわしその他の工事を施行しようとするときは、あらかじめ財務局長等の承認を得なければならない。ただし、建物の維持、保全又は補修のため行う場合で軽微なものについては、この限りでない。
- 6 所管庁は、便所、廊下、エレベーターその他使用官署が共同して使用するものの清掃、補修その他維持管理の分担区分を定めるものとする。
- 7 所管庁は、ガス、水道、電気、その他光熱水料、各所修繕費、工事費等合同庁舎の維持管理に必要な経費は、特別に予算措置をしてある場合又は特別の事情ある場合を除き、使用官署に公平に分担させるものとする。
- 8 この要領を円滑に実施し、合同庁舎を公平適正に使用するため所管庁に合同庁舎連絡会議（以下「会議」という。）を置く。会議は、所管庁、使用官署及び財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の代表者により構成する。会議で決定された事項は、記録にとどめ、それぞれこれを遵守しなければならない。
財務局長等は、必要があると認めるときは、会議で決定された事項の一部又は全部について変更させることができる。
会議の運営について必要な事項は、会議の決定に基いて定める。

9 3、4及び5に定める財務局長等の承認については、国有財産法第14条の協議を行ったものについては、これを要しないものとする。

第3号様式（その2）

令和 年 月 日

関係部局等の長 殿

〇〇財務局長

国有財産法第5条の2の規定に基づく統一的管理財産及び当該財産
にかかる管理者の指定等について

標記の件については、別紙のとおり指定したので通知します。

別紙

〔昭和43年8月27日〕
〔蔵理第1676号〕

各省各庁の長
建設省大臣官房官庁営繕部長 殿

大蔵大臣 水田三喜男

合同庁舎の管理者の指定等について

国有財産法（昭和23年法律第73号）第5条の2の規定に基づく「二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要があるもので大蔵大臣が指定する財産」（以下「統一的管理財産」という。）の指定及び「当該財産を所管する各省各庁の長」以下「管理者」という。）の指定を財務局長に委任することとし、その取扱いについて、別添のとおり、通達されたので通知する。

なお、これに伴い、当該管理者の指定の通知は、今後当該管理者の委任を受けて当該統一的管理財産の管理事務を実施することとなる部局等の長に対して行うこととなるので申し添える。